

府中市告示第 1 5 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、本市の歳入等のうち、納付書に地方税共同機構が定める統一規格の eL-QR を表示したものに係る収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

府中市長 高 野 律 雄

- 1 地方税共同機構に特定収納事務を行わせることとした日

令和 8 年 1 0 月 1 日

- 2 地方税共同機構に行わせる特定収納事務

本市の歳入等のうち、納付書に地方税共同機構が定める統一規格の eL-QR を表示したものに係る収納の事務